

平成31年度

那珂市学童保育所のご案内



学童保育とは

就労等により、昼間保護者のいない家庭の児童を対象として、放課後における児童の安全確保や健全育成を図るものです。

◎ 入所対象児童

1. 市内に住所を有している。 2. 対象地区内の小学校に通学する児童で、保護者が次のいずれかに該当し、かつ他に保護者に代わる者がいない児童。

| | |
|---------|---|
| 就労・就労予定 | ①午後1時を過ぎて就労していること ②放課後から午後6時までの間において、児童を保育することができない勤務である場合 |
| 疾病等・出産 | ・療養期間中 ・出産前8週間 出産後8週間(育児休業期間は原則として対象外) |
| 通学 | 就労準備のため、学校等に通っている場合 |
| 看病・介護 | 同一世帯に看護・介護を必要とする家族がいて、保護者が介護を行なっている場合 |
| その他 | 保護者が放課後に児童を保育することができないと認められるとき |

入所希望児童が多数の場合は必要性が高い児童を優先します。

◎ 学童保育入所の手続き

入所の申込み受付は、こども課で随時行っています(瓜連支所では申込みの受付は行いませんのでご注意ください)。

入所を希望する月の前月の20日までに申込書等をこども課へ提出してください。

***ただし、入所者数が定員に達している学童保育所の入所については、ご希望の月に入所ができないこともありますので、あらかじめご承知ください。**

平成31年4月入所の申込みについては、**平成30年11月5日(月)～22日(木)**の期間に受付を行います。(土曜・日曜は除く)【期間厳守】

受付場所

- ①新規入所→こども課 8時30分～17時15分 木曜日は19時30分まで
- ②継続入所(現在入所中で新年度も継続を希望)→各学童保育所
- ③新規と継続(現在入所中の兄姉と新規入所の弟妹)→こども課

◎ 入所申込みに必要な書類

- (1)放課後学童保育申込書
- (2)父・母の 就労証明書
- (3)家庭状況調査書
- (4)保育料口座振替依頼書 (ゆうちょ銀行を利用する場合は申し出てください)
- (5)その他 申込み事由により、必要書類を提出していただきます。



※本庁こども課にてお受け取りください。

または、(1)(2)(3)の用紙は市のホームページからダウンロードすることができます。

※(2)の就労証明書は、保育所と同時申込みの場合は保育所用の就労証明書で併用可能です。

※(4)の用紙は複写式のためダウンロードはできませんので、こども課でお受け取りください。

申込時に窓口でご記入も可能です。(その場合は、口座番号のわかるものと お届印を必ずお持ちください)

◎ 保育時間

| | |
|-------------------|-----------------|
| 平日 | 授業終了後から午後6時まで |
| 学校の休業日 | 午前7時30分から午後6時まで |
| 延長保育 | 午後6時から午後7時まで |
| 日曜・祝日 | 休 み |
| お盆(8月13日～15日) | |
| 年末年始(12月29日～1月3日) | |

◎ 保育料

| | | | |
|--------|----|--------|--|
| 学童保育料 | 月額 | 6,000円 | 毎月25日に口座引落としとなります。 |
| 延長保育料 | 1回 | 200円 | 午後6時以降の保育を行った場合 (翌月の学童保育料とあわせて引落します。) |
| 保険料 | 年間 | 800円 | 入所時に各学童保育所より徴収します。 |
| 土曜日保育料 | 1日 | 500円 | 利用の翌月25日に口座引き落としとなります。 |

◎ 保険加入について

入所日に保険適用を間に合わせるため、入所決定後(決定通知書未着の場合も含む)すぐに保険加入の手続きを行います。 手続き終了後は加入取消しができないため、保険料は必ず納入してください。入所を辞退された場合であっても、保険加入手続き後であれば保険料は負担していただけます。

※ 保育料を正当な理由なく3ヶ月以上滞納されますと、退所していただくこととなります。

保育料の口座引落としをご利用いただける金融機関は次のとおりです。

・筑波銀行 ・常陽銀行 ・水戸信用金庫 ・茨城県信用組合
・常陸農業協同組合 ・中央労働金庫 ・ゆうちょ銀行

※保育料の減免(申請書の提出が必要です)

| | 入所児童の世帯の平成30年度分市町村民税額 | | |
|--|---|--------|--|
| | 所得割・均等割が 非課税(0円) | 所得割が課税 | 均等割のみ課税 |
| ひとり親世帯 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健 福祉手帳を持つかたと同一世帯 | 保育料・延長保 育料が全額免除 <small>(保険料・父母会費は対象外)</small> | 免除非該当 | 保育料・延長保 育料が1/2減額 <small>(保険料・父母会費は対象外)</small> |
| 特別児童扶養手当の支給対象児、または 国民年金の障害基礎年金等の受給者と同一世帯 ・生活保護世帯 ・災害等により生活が困難になった世帯 ・30年度中の所得が皆無となった世帯 | 保育料・延長保育料が全額免除になります。 (保険料・父母会費は対象外です) | | |

◎ 保育期間

学童保育の入所期間は、年度末までとなっています。入所理由が産前や産後、または疾病の場合は、産前・産後8週間など状況に応じた期間になります。
次年度も継続して入所を希望する場合は、新たに手続きをとっていただく必要があります。

◎ 長期休暇時等の保育実施日

夏季・冬季・学年始・学年末の休業日、創立記念日、県民の日、行事振替日
(※年末年始、お盆、日曜日、祝日は休みです)

《参考》夏休み期間中のみの入所は、6月末に期間を設けて受付を行います。

詳細は、5月末の広報なかお知らせ版・ホームページ等でご確認ください。

冬休み・春休み期間については、募集期間は設けませんので、休業が開始する月になりましたらこども課へお問い合わせください。



◇ 土曜日の保育は、就労等のため保護者不在で保育の必要がある児童を対象に、緊急一時保育として市内学童保育所の1か所を輪番で開所します。利用する場合は、入所中の児童にかかわらず別に申し込みが必要になり、保育料も別途かかります。詳細はこども課へお問い合わせください。

◎ 学童保育所を退所する場合

学童保育所を退所する場合は、退所する月末までに放課後学童保育退所届をこども課へ提出してください。

※退所届の提出が翌月以降になりますと、提出日の属する月までの保育料を納入していただくことになりますのでご注意ください。

◎ 学童保育所の所在地および対象地区

| 施設名 | 住所 / 電話番号 | 対象地区 | 定員 |
|----------|-------------------------------------|---------|-----|
| 横堀学童保育所 | 那珂市横堀1502-1 (298)2281 [小学校敷地内] | 横堀小学校区 | 80 |
| 額田学童保育所 | 那珂市額田北郷311 (298)7235 [小学校敷地内] | 額田小学校区 | 60 |
| 菅谷学童保育所 | 那珂市菅谷2378-1 (298)9100 [小学校敷地内] | 菅谷小学校区 | 120 |
| 菅谷東学童保育所 | 那珂市菅谷891-1 (295)6138 [小学校敷地内] | 菅谷東小学校区 | 110 |
| 菅谷西学童保育所 | 那珂市菅谷4542-1 (295)0747 [小学校敷地内] | 菅谷西小学校区 | 90 |
| 五台学童保育所 | 那珂市東木倉960-1 (353)0521 [小学校敷地内] | 五台小学校区 | 65 |
| 芳野学童保育所 | 那珂市飯田4003-3 (298)9525 [小学校隣接地] | 芳野小学校区 | 70 |
| 木崎学童保育所 | 那珂市門部2765 (295)0226 [旧木崎幼稚園] | 木崎小学校区 | 50 |
| 瓜連学童保育所 | 那珂市古徳371 (296)3933 [総合センターらぼーる内] | 瓜連小学校区 | 60 |

◇ 那珂市内 民間学童保育所

| | | |
|---------------------|-------------------------------|---|
| 瓜連保育園 | 那珂市瓜連1086-1 029(296)3663 | ※保育時間・保育料金や 申込み等につきましては、 直接各学童保育所へ お問い合わせください。 |
| エレメンタリークラブ (那珂校) | 那珂市額田南郷2071-1 029(298)9885 | |
| リヴェールキッズスクール | 那珂市後台3064-2 029(357)9312 | |
| ゆたか保育園 ゆたか学童クラブ | 那珂市後台1855-1 029(352)1233 | |
| 学びの杜 フォレスト | 那珂市竹ノ内1丁目5-4 029(298)7267 | |

◎ お問い合わせ先

〒311-0192

那珂市福田1819-5

那珂市役所 こども課 子育て支援グループ

☎ 029-298-1111(代表) 内線252・253

那珂市ホームページ <http://www.city.naka.lg.jp/>

トップページ > **学童保育** で検索してください





那珂市学童保育所での 緊急及び一時保育について

◎ 緊急及び一時学童保育とは

通常は放課後児童の帰宅後に保護者等が家庭に在宅しているものの、何らかの理由により一時的に不在となり、児童が適切な保護を受けられない場合に保育を行い、放課後における児童の安全の確保および健全育成を図るものです。

◎ 利用対象児童

市内に住所を有し、小学校に通学する児童。

◎ 申し込み手続きについて

●利用の申込みは、こども課で随時行っています。申込書に必要事項を記入のうえ提出してください。なお、**学童保育所の入所状況や行事等の都合により受け入れできない場合があります。**

●**申込みの締め切りは利用日の前日となります。**それまでに市役所への来庁が困難な場合は電話で申込んでください。その際の申込書は後日必ず提出してください。

※ 申し込み後は、必ず緊急一時学童保育を利用する日時を学校担任の先生に連絡してください。

◎ 申込みに必要な書類

- ① 放課後学童緊急及び一時保育申込書 ②口座振替依頼書*（初回のみ）

※申込書等はこども課お受け取りください。なお、①申込書のみ、ホームページからダウンロードが可能です。

◎ 保育時間

| | |
|-------------------|-------------------------------|
| 平 日 | 授業終了後から午後6時まで |
| 学 校 の 休 業 日 | 午前7時30分から午後6時まで |
| 延 長 保 育 | 午後6時から午後7時まで |
| 日 曜 ・ 祝 日 | 休 み ※土曜日の保育についてはお問い合わせください |
| お盆（8月13日～15日） | |
| 年末年始（12月29日～1月3日） | |

◎ 保育料

| | | | |
|---------------|----|------|------------------------|
| 緊急及び一時学童保育料 | 日額 | 500円 | ご利用日の翌月25日に口座振替をおこないます |
| 延長保育料 | 1回 | 200円 | |
| 保険料（選択してください） | 日額 | 100円 | 初回申込時にこども課へ納めてください |
| | 年間 | 800円 | |

※年間の保険は申込後は取り消しができないため、利用をキャンセルしても保険料はかかります。

※別途 おやつ代、教材等費を直接 学童保育所へ納めていただきます。

納入可能な窓口・金融機関

- ◆那珂市役所会計課 ◆筑波銀行 各支店 ◆常陽銀行 菅谷支店、瓜連支店 ◆水戸信用金庫 菅谷支店
◆茨城県信用組合 那珂支店、菅谷支店 ◆常陸農業協同組合 各支店 ◆中央労働金庫 水戸支店

（ひとり親世帯、障害者手帳をお持ちの方が同居されている世帯等の保育料は条件により免除になる場合がありますので、こども課窓口へお問い合わせください。）

◇問い合わせ・申込み先

那珂市役所こども課子育て支援グループ 電話029（298）1111（内線252・253）

ホームページアドレス <http://www.city.naka.lg.jp/>

（トップページ > 学童保育 で検索してください）